

# 全国薬草フェスティバル in ひだ 2026

## 出店者等 募集要項

飛騨市薬草フェスティバル実行委員会

### 1. 趣旨

岐阜県飛騨市において、薬草の普及、関係者同士の交流を目的とした「全国薬草フェスティバル in ひだ」を開催します。これまで飛騨市薬草フェスティバルとして継続開催していたイベントを、令和6年から全国薬草フェスティバルと名称を変え、全国の薬草好きと出会えるイベントとして運営しています。

今年は令和7年度のアンケート結果を踏まえ「薬草のある暮らし」をテーマに薬草（ハーブ含む）を体験、交流できる質の高い薬草イベントを目指し、以下のとおり全国から出店者、講演者を募集しますので、ぜひお申し込みください。

### 2. 日時

9月12日（土）10:00～16:00

9月13日（日）10:00～16:00

### 3. メイン会場

古川町コミュニティーセンター（総合会館）	飛騨市古川町若宮 2-1-66
飛騨市文化交流センター	飛騨市古川町若宮2-1-63
円光寺	飛騨市古川町殿町 11-11
JA 飛騨 古川支店	飛騨市古川町金森町 15-1

※応募状況により会場が変更の可能性もあります。

### 4. 実施内容

両日、メイン会場と古川町内の各店舗（サテライト会場）で、薬草商品販売、ワークショップ、展示、フィールドワーク等を行います。2日目は希望者による取り組み成果の発表会やミニ講演会を行い、関係者の交流を図ります。

## 5. 出店種類

出店種類	内容	基本仕様(貸出資材等)	出店料
商品販売	メイン会場での出店	1区画につき机×1イス×1 ※追加可能(事前予約制有料)	有
ワークショップ等	市内自店舗での出店		無
発表会・講演会	メイン会場での講演	1枠60分 13日のみ	無
調理を伴うワークショップ	メイン会場調理室での開催	1枠180分	無
キッチンカーでの出店	メイン会場外での飲食販売	持参テントで出店可能(事前予約のみ)	有
フェスティバル前後日程での関連イベント	自主イベント	PR協力	無

## 6. 出店・講演条件等

- ・薬草・野草(ハーブ含む)を「成分」または「原材料」として直接配合・使用した商品、またはモチーフとして使用した商品の販売であること。
- ・薬草・野草(ハーブ含む)の栽培、効能、利用方法、歴史、科学知識などを主題とした講演・体験・展示であること。
- ・キッチンカー(持参テント可)においては自然や健康をイメージ出来る内容であること。
- ・その他主催者が適当であると認めた内容であること。
- ・薬機法をはじめとする各種法令を順守すること。(別紙①参照)
- ・政治的、宗教的な内容でないこと。
- ・非科学的な内容でないこと。
- ・自己の責任で準備、片付けまで行うこと。
- ・イベント参加者に誠実に対応すること。
- ・食品を取り扱う場合は、菓子製造業等必要な許可を得ていること。
- ・主催者の指示に従うこと。

## 7. 募集項目

### ①当日の出店(12日、13日)

- ・メイン会場での出店者、市内自店舗等での出店者を募集します
- ・メイン会場での出店料は1区画5,000円で最大2区画まで(市内団体、関係者は無料)。  
※1区画 間口2.5m×奥行2m程度(場所により変動)。  
※1区画につき机×1イス×1を用意します。

※出店料は1日でも2日間でも1区画5,000円とします。

・追加の机、椅子のレンタルに関しては事前予約制とします。(有料)

※机は1脚につき1,500円、椅子は1脚につき500円。

※机のサイズはW450×L1800×H700

※持ち込みの机・椅子に関しては区画から出ない限り数量の制限は有りません。

・極力2日間の出店にご協力ください。

## ②発表会、講演会への参加(13日)

・薬草に関する講演や取り組みの成果発表などを行う発表者・講演者を募集します。

・会場は定員30名程の文化交流センター2Fワークショップルームを予定しています。(看板等で誘導します)

・講師料はお支払いできませんが、必要に応じて参加者から料金を徴収することも可能です。

(金銭の徴収は発表者の責任で行ってください。)

・60分枠でのご用意です。

## ③調理を伴うワークショップでの出店

・料理教室等の調理を伴うワークショップの出店者を募集します。

・会場は古川町コミュニティーセンター2F栄養指導室です。(看板等で誘導します)

・講師料はお支払いできませんが、必要に応じて参加者から料金を徴収することも可能です。

(金銭の徴収は出店者の責任で行ってください。)

・180分枠でのご用意です。両日10:00~13:00と13:00~16:00(片付けの時間含む)

※申込状況により部屋をシェアしていただく可能性があります

## ④キッチンカーでの出店

・メイン会場野外での出店者を募集します

・出店料は1区画5,000円(市内団体、関係者は無料)。

※1区画3m×5m程度(場所により変動)。

※出店料は1日でも2日間でも1区画5,000円とします。

・事前に申請いただければ持参のテントでの出店も可能です。

※区画の範囲内に入る大きさにしてください。

・極力2日間の出店にご協力ください。

## ⑤フェスティバル前後日程でのイベント開催

・フェスティバルの前後日程で関連イベントを行う方は、ぜひ情報提供をお願いします。

・フェスティバルには遠方より前後泊で来訪される方もいるので、フェスティバルの宣伝と合わせて周知させていただきます。

## 8.電気の使用について

- ・電気が必要な場合調整します。(希望に沿えない場合もあります)
- ・出店申込の際に使用機器名とワット数を明記してください。
- ・事前申告の無い機器の使用は禁止とします。
- ・1区画につき電気の供給は1口のみとします。(100V、1500W)
- ・出店に必要な電源のみを対象とします。

## 9.火気の使用について

- ・ガスコンロの使用は禁止です。お湯を沸かす際はIHコンロ、ケトル等での対応をお願いします。
- ・火気が必要な場合はご相談ください。(希望に沿えない場合もあります)
- ・火気の使用に関して、事前申告が無い場合は全面禁止とします。(ロウソク、お香等も含む)
- ・火気の下に敷く耐火ボードは各自で必ずご用意ください。
- ・ガソリン等の燃料を必要とする発電機の使用の場合も事前に申告が必要です。
- ・キッチンカー等、露店で火気を使用する団体は、各自必ず消火器をご用意ください。また別紙②露店での火気取扱注意事項を確認のうえ、安全に務めてください。

## 10.水道の使用について

- ・主催者の指定した水道を使用してください。
- ・シンクに流す際は、持参のネットを使用する等ゴミが詰まらない様に対策をお願いします。
- ・共同で使用するため綺麗に譲り合っでの利用をお願いします。

## 11.電源の持ち込みについて

- ・ガソリン等の燃料を必要とする発電機の持ち込みの際は、別紙「露店での火気取扱注意事項」の内容を順守すること。(室内での使用は不可です)
- ・大容量ポータブル電源の持ち込みは可能です。

## 12.持ち込み禁止品等について

- ・発火又は引火しやすいもの、著しく煙を発するもの、振動、ほこり、異臭を発するものは持ち込み禁止とします。

### 13. 申込方法

下記ウェブフォームより必要事項を入力してください。希望に添えない場合もありますが、予めご了承ください。フォームへの入力難しい場合は申込書に記載してください。



▲当日の出店申込



▲発表・講演会の開催申込



▲調理を伴うワークショップ申込

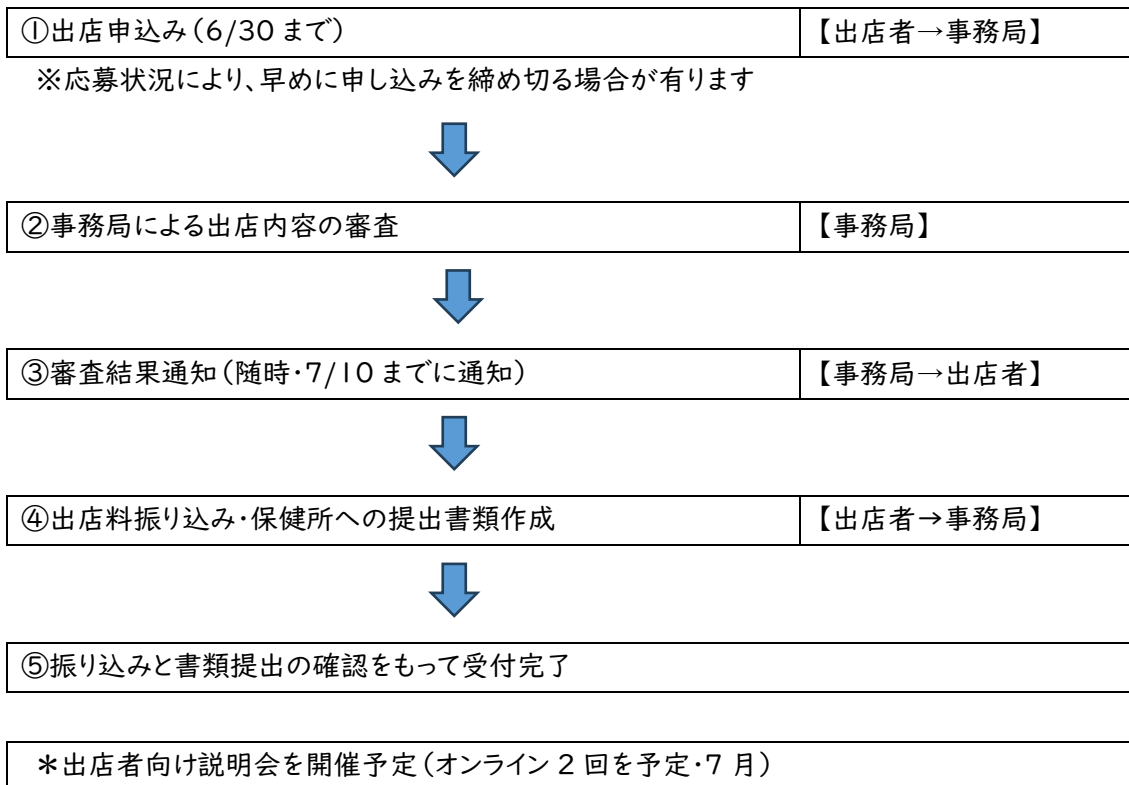


▲キッチンカー申込



▲前後日程でのイベント開催

#### 出店申込の流れ



#### 14.開催中止について

- ・主催者は、天災をはじめ、社会不安や、その他の不可抗力、その他主催者の責に帰することが出来ない事由により、本フェスティバルを開催中止とすることがあります。
- ・開催中止により生じた出店者及び関係者の損害に対して、主催者は補償の責任を負わないこととし、原則出店料は返金しません。

#### 15.免責事項

- ・主催者は、善良な管理者として注意を払い、会場全体の管理にあたりますが、各出品物の管理は出店者自らが責任を持つものとし、主催者は出品物の盗難、紛失、火災、損傷など不可抗力による出店者の損害に対して補償の責任を負いません。
- ・出店者の行為により事故、損害が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者はこれに対し一切責任を負いません。

#### 16.個人情報取り扱いについて

- ・主催者は、出店申込書等を通して入手した出店者の個人情報管理に細心の注意を払い、薬草フェスティバルの運営のみに利用し、これを適正に取り扱います。
- ・本フェスティバル開催中に本イベントにおいて撮影された写真・映像・音声記録は、主催者が以下の目的で使用することができるものとします。
  - ①公式ウェブサイト、SNS、パンフレット等での広報
  - ②プレスリリース、報告書への掲載
  - ③今後の同種イベントの宣伝資料

#### 17.出店許可取り消しについて

- ・薬機法をはじめとする各種法令に違反した場合。
- ・主催者の指示に従わない場合。
- ・他者に不快感を与える行為や、公序良俗に反する行為をおこなった場合。
- ・虚偽の申請で出店許可を得た場合。
- ・反社会的勢力との関係が判明した場合。
- ・上記の内容に該当し、出店許可の取り消しをした場合、これにより生じた出店者及び関係者の損害補償や出店料の返金は一切おこないません。

#### ●その他

- ・令和7年は、2日間で2,500名にご来場いただきました。
- ・実行委員会で誘客の努力はしますが、各ブースへの参加者や売り上げは補償出来ません。

- ・出店者の配置について、出店日や電気・火気・水道の使用、出店内容を考慮して実行委員会の裁量により決定します。
- ・保健所への書類提出後は出店品目の変更は出来ません。
- ・原則、入金後の出、出店料の返金はおこないませんのでご承知おきください。
- ・販売手数料の徴収はおこないませんが、来年度の参考に売上報告へのご協力をお願いします。
- ・他の出店者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。(区画外へのはみ出し、音楽等)
- ・会場等の都合により、全てのご要望にお応えできない場合もございます。予めご了承ください。
- ・同日、飛騨市の「食」をテーマにしたイベントも同時開催される予定です。
- ・希望者の方に事前予約制で、可燃ゴミのみ有料で回収します。

問い合わせ先(事務局) 飛騨市役所まちづくり観光課 担当:中切・今村

Tel:0577-73-7463(直通) Fax:0577-73-6866 mail:kanko@city.hida.lg.jp